

調書番号

119

事業名	青少年育成事業費	財務コード (事業)	127102
-----	----------	---------------	--------

細事業名	青少年健全育成功労者知事表彰
------	----------------

担当部課室	教育委員会	社会教育	課	青少年保護育成	担当 (内線)	1602
-------	-------	------	---	---------	---------	------

事業の概要

実施期間	始期 S55 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 被表彰者 県民	その対象をどのような状態にして さらなる活動に励んでいる 表彰事例を知ることにより、青少年 健全育成に関心を持っている	結果、何に結びつけるのか 青少年育成県民運動の活性化
	昭和55年に「山梨県青少年健全育成功労者表彰要綱」を制定し、平成24年度までに240名を表彰している。 また、特別功労者表彰制度は、平成10年度に創設し、5年毎に表彰を行うこととしており、過去においては、平成10年度に1名、平成15年度に1名を表彰している。(平成20年度は該当者なし) 表彰は、毎年7月に開催する「青少年の非行・被害防止県民大会」の席上において行い、記念品を贈呈している。 表彰の区分 山梨県青少年健全育成功労者表彰 山梨県青少年健全育成特別功労者表彰		
事業の内容 主に 24年度			
根拠法令等	山梨県青少年健全育成功労者表彰要綱 山梨県青少年健全育成特別功労者表彰要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 表彰者数(功労者)	3	5	3	5	5	活動指標 目標設定の考え方 過去の表彰者数の実績 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	60.0 %				
成果指標 青少年健全育成功労者表彰等の受賞者が受賞後、引き続き青少年健全育成活動を行っている割合	100%	100%	100%	100%	100%	成果指標 目標設定の考え方 表彰されたことにより、今後のさらなる活動の励みとなる効果を考えて設定 データの出典等 表彰後の活動状況について個別に確認
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				
決算額、予算額 (千円)	32		32	60	61	成果指標によらない成果 テレビ、新聞、広報紙等各種メディアで被表彰者が取りあげられ、広く県民に青少年育成活動が周知されている。
うち一財額	32		32	60	61	
所要時間(直接分)	23 時間		18 時間	18 時間	18 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	23 時間		18 時間	18 時間	18 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	47		37	37	37	

これまでの事業の見直し・改善状況

合併に伴う市町村数の減少により推薦される候補者が減少したため、平成22年度、被表彰者数を10名から5名に削減した。

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
H24年度活動指標達成率		全市町村及び青少年育成団体に表彰の候補者推薦を依頼し、被表彰者を選考しているが、被表彰者の人数は、平成21年度以降は2～4名で推移しており、予定数(5名)の表彰ができていない。しかし、毎年度、3～7名の推薦があり、被表彰者の活動歴不足などから表彰に至らなかったものであるため、活動量は予定どおりあったものとする。	
c	b		

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方	必ず記入すること
H24年度成果指標達成率		県内の教職員やPTA、青少年育成関係者が一同に会する「青少年の非行・被害防止県民大会」の席上において知事が表彰を行うことに加え、新聞等の各種メディアにおいて被表彰者が紹介されることにより、広く啓発が図られ、青少年の健全育成に対する県民の関心の高まりに貢献している。また、被表彰者は、表彰後も地域の中核的存在として青少年健全育成活動に励んでおり、意図した成果が上がっている。	
b	b		

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	青少年健全育成への県民の理解と参加が求められており、青少年健全育成の功労に対する顕彰をもって活動を奨励する本事業は意義は高いと考える。しかし、ここ5年間の被推薦者、被表彰者の平均年齢はともに70歳であり、活動の継続を奨励するためには、活動歴の条件(15年以上、うち広域活動8年以上)を緩和し、若年者の受賞を可能にする必要がある。 また、特別表彰は、「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」制定35周年を記念して創設したのだが、「知事表彰から15年以上経過していること」「国の表彰を受けていること」などが条件であり、これを満たす候補者の推薦がないこと、同一の活動に対する表彰で重複することから、特に顕著な功績があった者は県政功績で表彰することとし、特別表彰は廃止する。	d

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
/	/	/

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
一部廃止	青少年健全育成特別功労者表彰制度については、条件を満たす候補者の推薦がないことなどから、特に顕著な功績があった者は県政功績で表彰することとし、廃止する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。